

2020年度三六協定の締結に当たって

2020年度の三六協定については、2019年度の状況を勘案しつつ、管理者マネジメントのより一層の高度化を図るとともに、適切な勤務時間管理の徹底を行っていくこととし、次のとおり目安時間数等について地方段階で整理の上、労使双方指導とする。

1 目安時間数等

別紙1のとおり

2 目安時間数等の設定背景

2020年度の三六協定については、労働基準法改正に伴う新たな上限規制が導入された2019年の状況を勘案しつつ、時間外労働の縮減に向けた目安時間数の設定が必要なところである。今年度の信越管内の時間外労働状況は、三六協定の新たな上限規制の導入のほか、勤務時間管理の徹底及び各局における生産性の向上等により、昨年度と平均時間を比較すると、全体的に減少傾向にある。

一方、各局の状況によっては、要員不足や季節的な業務の波動性等の要因もあり、40時間を超える実績や特別条項を適用することにより、業務運行を確保している実態となっている。

また、2019年度から導入した非番日及び休日労働の日数運用についても、単月において、非番日2日・休日2日の労働実績が見受けられ、この2か月運用によって、業務の波動性に対処している実態があることから、この運用の継続も必要と判断される場所である。

このほか、郵便関係では、現在も「品質向上・業務適正化キャンペーン」により、お客さま本位を徹し、お客さまにお約束した郵便サービスの徹底が、当社の置かれた状況からも求められている。

金融関係では、真にお客さま本位の業務運営に努めた対応が必要であるが、今後の取組に関し、不確定要素が多いところである。

よって、これらの状況を総合的に勘案するとともに、今後もより一層の勤務時間管理の徹底、効率的な業務及び生産性の向上、特定の社員への時間外労働の偏りの是正を図り、時間外労働時間の縮減に取り組んでいくこととし、2020年度の三六協定の目安時間数等については、2019年度と同様とし、地方段階で整理したものである。

なお、2020年度の実態を踏まえ、引き続き2021年度の目安時間数等の検討を行っていくこととする。

3 郵便局段階での三六協定の締結・意思疎通に当たっての留意点等

(1) 三六協定の締結に当たっては、郵便局段階での窓口で具体的な締結時間等の協議を進める前に、時間外労働の縮減等について、労使が改めて共通認識を図った上で、協議を行う。

なお、協議に当たっては、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや各局における必要な労働力の配置状況等についても、必要な意思疎通を行う。

(2) 時間外労働の実施状況に関する意思疎通については、1か月単位に変更し情報提供するが、実施時期等については、これまでと同様に2か月に1回とする。

(3) これらの運用については、より実効性を高める必要があることから、2020年度の実施状況等を確認し、その後の運用方法等について検討を行う。

4 スケジュール

2020年度三六協定の締結時期については次のとおりとする。

3月5日～3月19日：支部窓口・団体交渉・社員代表との締結

以上

2020 年度三六協定締結時間数等について

信越管内における 2020 年度の三六協定の締結目安時間数等については次のとおりとしたい。

1 三六協定締結目安時間数等

(1) 地方段階で双方指導する時間数等

【一般協定】

協定期間	1日の 時間数	1か月			2週間※2		年間の 時間数 ※1	平均 時間数 ※4
		時間数 ※1	非番日 労働	休日 労働	時間数 ※1	休日 労働		
4月	休日以外 4H (3H※3) 休日 14H (11H※3) 注) 休日の1日の時間数につ いては労働時間の全ての時間	45H	2日	2日	35H	1日	360H	2~6か 月平均 80H (休日勞 働含む)
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								

※1 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。
 ※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。
 ※3 窓口・金融渉外機能における運用上の上限であり、窓口・金融渉外機能のみの局の締結時間数等。
 ※4 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2~6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。

【非番日・休日労働の日数運用方法】

<窓口・金融渉外機能>

窓口・金融渉外機能の非番日・休日労働の日数については、2か月間（4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月）に、非番日労働2日、休日労働2日の範囲内で運用。

	非番日労働回数	休日労働日数
各2か月（通年）	2日	2日

<郵便物流機能及び総務部>

郵便物流機能及び総務部の非番日・休日労働の日数については、一般協定の締結内容を遵守した上で、2か月間（4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、2・3月）に、非番日労働2日・休日労働3日、12・1月は非番日労働3日・休日労働4日）の範囲内で運用。

	非番日労働	休日労働
締結時間（12・1月期以外）	2日	3日
協定期間（12・1月期）	3日	4日

※1 か月で非番日労働2日・休日労働2日（12月は3日）の締結であるが、2か月で各4日（12月・1月の休日は5日）の勤務は不可。

※単月で非番日2日・週休2日（12月は3日）も超えることはできない。

【特別条項】（特別条項の適用回数は年6回が限度）

協定期間	1日の 時間数	1か月			2週間※2		年間の 時間数 ※3	平均時 間数※5
		時間数 ※1	非番日 労働	休日 労働	時間数 ※3	休日 労働		
4月	休日以外 5H 休日 15H (13H※4) 注) 休日の労働時間数に ついては労働時間の全ての 時間	80H (休日労働 含む)	/	/	40H		480H	2~6か 月平均 80H (休日労働 含む)
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月		99H (80H※4) (休日労働 含む)						
1月		80H (休日労働 含む)						
2月								
3月								

※1 非番日の労働時間数及び休日の労働時間数を含む。

※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。

※3 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。

※4 窓口・金融渉外機能における運用上の上限であり、窓口・金融渉外機能のみの局の締結時間数等。

※5 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2~6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

ア 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的事由

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害等により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要あるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 風雪水害の翌日以降の郵便物の配達対応
- ③ 選挙関係郵便物の処理
- ④ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ⑤ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応

- ⑥ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑦ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑧ 業務中の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑨ 重度の交通障害
- ⑩ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑪ 人事、労務及び部長等の代行業務の繁忙業務（当該業務に従事する社員に限る）
- ⑫ 夏期、年末年始、年度末繁忙及び特定の期間に集中する事務繁忙

- 夏期繁忙に伴う対応は6～9月期及び1年協定に限る。
- 年末年始業務運行確保は、12、1月期及び1年協定に限る。
- 年度末業務に伴う対応は、2、3月期及び1年協定に限る。

イ 業務の種類

共事事務、郵便、窓口業務、渉外業務、自動車を運転する業務、人事・労務及び部長等の代行業務

3 三六協定締結時期

2020年度三六協定の締結時期については次のとおりとする。

3月上旬～3月中旬：支部窓口交渉等

3月中旬：三六協定締結

4 非組合員の締結時間数等

【一般条項】

協定期間	1日の時間数	1か月			年間の時間数※1	平均時間数※4
		時間数※1	非番日労働	休日労働		
4月	休日以外 5H 休日 13H 注) 休日の労働時間数については労働時間の全ての時間 《考え方：8H勤務+5H（超勤分）のため》	45H	2日	2日	360H	2～6か月平均 80H (休日労働含む)
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

※1 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。
 ※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。
 ※3 窓口・金融渉外機能における運用上の上限であり、窓口・金融渉外機能のみの局の締結時間数等。
 ※4 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2～6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。
 ※5 窓口営業部所属の総括課長については括弧内の時間数等で運用

【特別条項】（特別条項の適用回数は年6回が限度）

協定期間	1日の時間数	1か月			年間の時間数※2	平均時間数※3
		時間数※1	非番日労働	休日労働		
4月	休日以外 6H (5H※4) 休日 14H (13H※4) 注) 休日の労働時間数については労働時間の全ての時間 《考え方：最長が8H勤務+6H (5H) (超勤分) のため》	80H (休日労働含む)	非番日労働	休日労働	500H (480H※4)	2～6か月平均80H (休日労働含む)
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						

※1 非番日の労働時間数及び休日の労働時間数を含む。
 ※2 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。
 ※3 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2～6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。
 ※4 窓口営業部所属の総括課長については括弧内の時間数等で運用

【非組合員における非番日・休日労働の日数運用方法】

<窓口営業部所属の総括課長>

窓口・金融渉外機能の社員と同様の運用を行う。

<郵便物流機能の総括課長及び労務担当課長>

郵便物流機能の総括課長及び労務担当課長の非番日・休日労働の日数については、2か月間(4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、2・3月)に、12・1月以外は非番日労働2日・休日労働5日(2日ずつのため実質最高で4日)、12・1月は非番日労働3日・休日労働6日(12月は3日、1月は2日の合計5日のため実質最高5日)の範囲内で運用。

	非番日労働回数	休日労働日数
締結時間 (12・1月期以外)	2日	5日(実質最高4日)
締結時間 (12・1月期)	3日	6日(実質最高5日)

※1か月で非番日労働2日・休日労働2日(12月は3日)の締結であるが、2か月で非番日労働4日の勤務は不可。

※単月で非番日2日・週休2日(12月は3日)も超えることはできない。

